

暴力・体罰

違法賭博

差別的

マナー違反

反社会的勢力

不正受給

法令違反

セクハラ
パワハラ

スポーツ

マンガで学ぶ

コンプライアンス

～アスリートが知って
おくべき大切なコト～

監修：大橋卓生／漫画：三輪亮介

発行：公益財団法人日本財団パラスポーツサポートセンター

はじめに

「スポーツには社会を変える力がある」

日本財団パラスポーツサポートセンターは、「SOCIAL CHANGE with SPORTS」をスローガンに、パラスポーツを通じて、一人ひとりの違いを認め、誰もが活躍できるダイバーシティ&インクルージョン(D&I)社会の実現を目指しています。

スポーツは人々に喜びや感動を与え、共感し合うことで人々の絆を深め、時には社会に大きなムーブメントを起こします。なぜスポーツが人々の心を動かし、社会を変えるほどの影響力を持つのか、それはスポーツの本質に「スポーツマンシップ」や「フェアプレー」があるからだと思います。

違法賭博や法令違反、ドーピングなど、スポーツ界の高潔性を脅かす重大な問題は、日本のスポーツ文化の発展に暗い影を落としかねません。東京2020大会の開催を経て、国民のスポーツに対する関心が高まる中、より一層の高潔性が求められています。

この冊子では、スポーツにおけるコンプライアンスに関して、アスリートをはじめ指導者などの関係者が直面しやすい場面をマンガ仕立てで紹介し、気を付けるべきポイントを分かりやすく解説しています。

是非ご一読いただき、日本のスポーツ文化の発展を担う皆様の参考にしていただければと思います。

2022年1月

公益財団法人日本財団パラスポーツサポートセンター
常務理事 小澤直

目 次

case.01	コーチそれセクハラです！	3
case.02	熱血指導が行き過ぎると...	6
case.03	その薬、本当に大丈夫？	9
case.04	不正請求は詐欺です	12
case.05	ちょっとした賭け事でも...	14
case.06	飲んだら乗らない！	16
case.07	交通事故を起こしてしまったら...	20
case.08	お酒は二十歳になってから	22
case.09	確認しよう著作権	25
case.10	その投稿、不謹慎だぞ！	27
case.11	反社会的勢力にご注意	30
case.12	見られています、あなたのマナー	33

ズバリ…

私はコーチとして
チームをまとめる
最も大切なことは
コレだと思っている…

集合っ!!

ハイッ!!

メンバーとの
コミュニケーション!!

case.01

コーチ、それセクハラです!

ナイスガッツ!!
良かったぞ!

あ…
ありがとう
ございますっ!!

特にチームの要である
キャプテンとの
コミュニケーションは
最重要事項だ!

はあ…

よし!
こんなときは…

ん?
ちよつと
元気ないな…

キャプテン仁科との
個別ミーティング

ちよ…
イターイ!!

よし!!
気合い入れて
いけよオー!!



あ…
どうも…



仁科…最近
かわいくなっ
たんじゃないか？

ん？よく見ると
胸も少し大き
くなった気が…

え？



ダメか…
大丈夫かな…



コミュニケーションは
完璧だと思っていた…

監督…
どうか
されましたか？

実は…
キャプテンの
仁科くんから…

それが
すべて…



君からセクハラを
受けたとの
訴えが出ている…

え？

俺の勝手な
思い込みだった
なんて…

case.01

セクシャルハラスメント(セクハラ)

セクシャルハラスメント(セクハラ)は性的な嫌がらせをいいますが、嫌がらせに当たるか否かは、相手方が不快に感じるかどうかで判断されます。何を不快に感じるかは個人差があるのは確かですが、だからといって勝手な思い込みで「この程度であれば大丈夫」と考えるのは危険です。

他人の身体をむやみに触ったり、胸の大きさに言及したりすることは、不快感を与える可能性が高い行為といえます。

指導者や先輩など上位の立場にある者が下位の立場にあるアスリートに対して、こうした行為をした場合、下位の者は面と向かって拒絶できないのが通常です。だからといってその行為を黙認していると解釈することは間違いです。上位者としては、当たり前のことですが、不快感を与える行為を行わないように心がける必要があります。

日本スポーツ振興センターなどでは、セクハラや暴力、パワハラなどの被害を受けたアスリートを対象とした相談窓口が設置されており、スポーツの現場におけるセクハラ等の根絶を図っています。

セクハラは、民事・刑事の法的責任の対象となるほか、所属する企業や競技団体において懲戒処分の対象となります。

〔関連法令〕

損害賠償 民法709条(不法行為)

刑事罰 刑法174条(公然わいせつ罪)

176条(強制わいせつ罪)

177条(強姦罪)

222条(脅迫罪)

223条(強要罪)

230条(名誉毀損罪)等

ストーカー規制法



私は若い頃…
諸先輩方から今で言う
「シゴキ」や「愛のムチ」を
受けて育ってきた…

ヘタクソ!!
やめちまえ!!

強化費の
ムダだ!!

その経験が
私をより強くし
実績を積み上げてきた…

しかし…

塚原あ!!

お前は
バカかっ!!

今の若い奴らは
ぬるすぎるっ!!

case.02

熱血指導が行き過ぎると…

休むな
塚原あ!!

ゼッ

ゼッ

ゼッ

気合いが
足りんだ!!

どうだ塚原!!
苦しいだろう
悔しいだろう
俺が憎いだろう

だがな!!
こうした極限の
経験が…

お前たちを
もっと強く
するんだっ…!!

かつての私が
そうであつた
ように…

「すべては選手のため」
私はそう信じて
疑わなかった…

case.02

パワーハラスメント(パワハラ)・暴力行為

他人を殴ったり、蹴ったりすることは、暴行罪等の犯罪に該当します。これはスポーツ指導の現場であっても同じです。

また、「馬鹿」「強化費の無駄だ」など人格を傷つけ、自尊心を損なわせる言動はパワハラに該当します。

日本障がい者スポーツ協会を含む5団体が行った「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」において明記されているように、指導者は「暴力行為が人権の侵害」であること、「暴力行為による強制と服従では、優れた競技者や強いチームの育成は図れないこと」を認識すべきです。

文部科学省のスポーツ指導者の資質能力向上のための有識者会議の報告書では、暴力に頼った指導を否定し、競技者の主体的な判断や行動を促すコーチングの必要性が説かれています。

暴力行為やパワハラは、民事・刑事の法的責任の対象となるほか、所属する企業や競技団体において懲戒処分の対象となります。



〔関連法令〕

損害賠償 民法709条(不法行為)

刑事罰 刑法204条(傷害罪)

208条(暴行罪)

222条(脅迫罪)

223条(強要罪)

230条(名誉毀損罪)

231条(侮辱罪)等

昔から俺は
本番前になると
必ず腹が痛くなる…
…必ずだ！

ツカサって
中学も高校も
ココ一番で腹
壊したもんなー

case.03

その薬、本当に大丈夫？

テメー
ミヨシ…

冷やかに
来たのかよ…

そだよー

あははは
ウソウソ

ウツ

コレを
渡しにさ…

テツメ!!

てたたた…

ミヨシ特製
ドリンク！

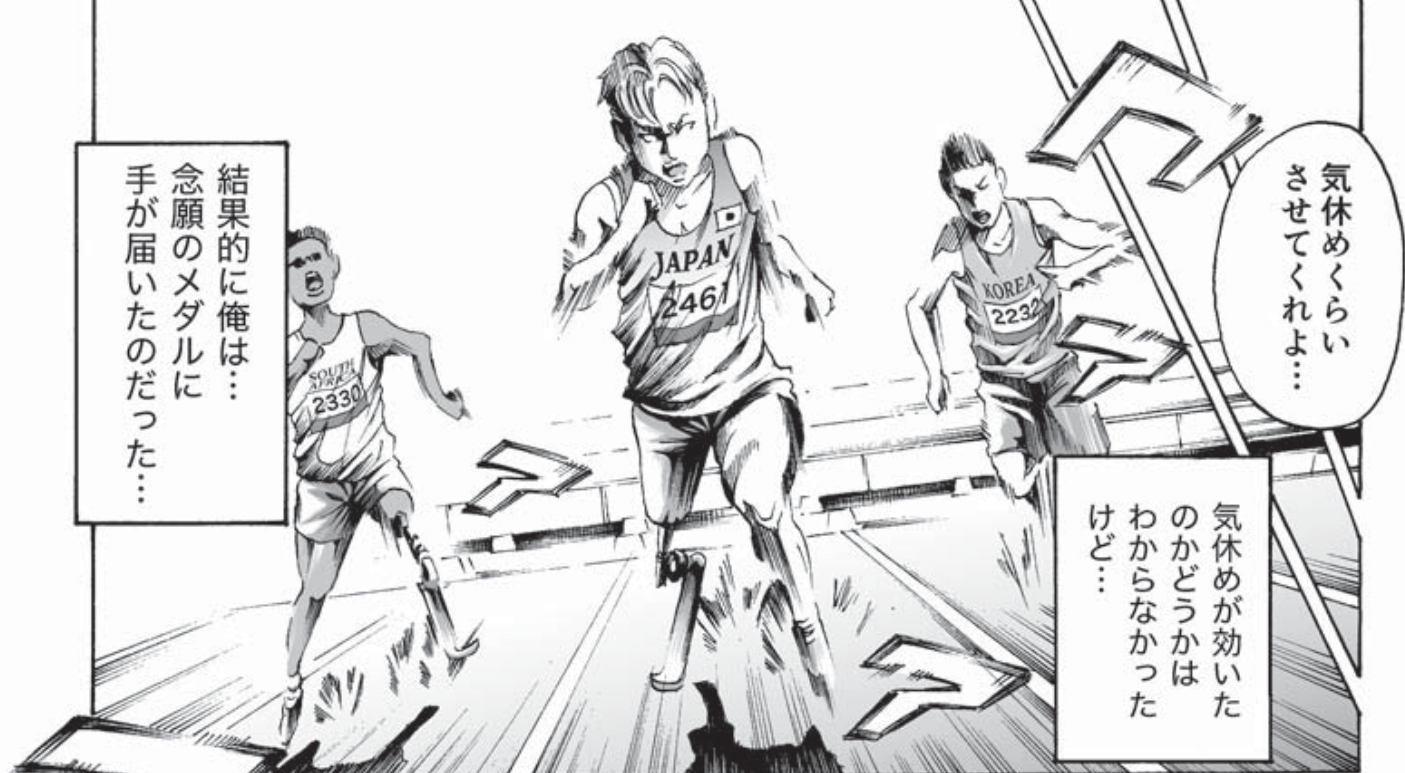
そ…ただの
市販の胃薬を
溶かした水

覚えてるだろ？
中学の総体で
勝ったときと
同じやつだ

バカヤロ
んなのただの
気休めだつての

あん!?
ソレって…

わかってる…
わかってる…
けどさ…



気休めくらい
させてくれよ…

気休めが効いた
のかどうかは
わからなかった
けど…

結果的に俺は…
念願のメダルに
手が届いたのだった…



しかし事態は
急変する——！

さっきから
なんなんスカ!!
変な質問
ばかり!!

言いたいこと
あるなら
はっきり言って
くださいよ!!

わかった…
単刀直入に
言おう…

協会から
連絡があった…

数週間後——



ドーピング検査で
違反薬物が
検出された、と…

最低だけど
一瞬…親友の顔が
過ってしまった…
これはすべて…
俺の無知が招いた
ものだというのに…

case.03

アンチドーピング

ドーピング防止規程において、アスリートには、次のような厳格な責任が課されています。

- ①自ら摂取する物について責任を負う
- ②医師の選定及び医師に禁止物質を投与しないよう伝達すべき責任を負う
- ③自己の飲食物へ接触を許している人の行為について責任を負う

このケースの場合は、①③に該当します。まず、アスリートは禁止物質を含んだ飲食物を口にしないよう、禁止物質が含まれていないことを確認しなければなりません。

このケースで、友人は、「市販の胃薬」と言っていますので、その胃薬の名称を聞き、Global DROサイト(<http://www.globaldro.com/JP/search>)で成分を確認するか、又はスポーツファーマシストに成分を尋ねて、その市販の胃薬に禁止物質が入っていないか確認をしなければなりません。

ちなみに、②の場合というのは、医師の診療を受ける際に、自分がドーピング検査を受ける可能性のあるアスリートであることとを伝達しなかったり、医師が治療の一環として注射する際に、その成分に禁止物質が入っていないかを確認しなかったりした場合が該当します。

こうしてドーピング違反に問われた場合、原則、1回目の違反でも2～4年の重い資格停止処分が課されることになります。アスリートとして活動できなくなると、アスリートとして雇用していた企業から解雇されたり、スポンサー企業から契約を解除され、かつ損害賠償を請求されることにもなります。

〔関連法令〕
WADA規程
JADA規程
各競技団体のドーピング防止規程違反
覚せい剤取締法
麻薬及び向精神薬取締法 等



友人たちと旅行の計画をしている時…ふと思いついてしまった…

ごめんなアキヨシ…

俺は強化指定選手として自治体から補助金を受給している…

長野だと合宿で何度も行ってるもんない

Cafeレストランゴスト

case.04

不正請求は詐欺です！

いや、ダチとの旅行はまた別モノだよ！

どうせ朝夕はランニングするわけだし…

補助金申請しても問題ないだろうと…

はい！
ありがとうございます！
ございます！

「人を騙す」なんて感覚…まったくなかったんだ…

頑張ってるねー！

応援
しなよ!!

case.04

不正受給

日本スポーツ振興センターや各自治体などからアスリートに対して、強化のための補助金・助成金が交付されることがあります。こうした補助金・助成金は、国民の税金からまかなわれることになります。

このケースの場合のような不正受給は、補助金を不正に使用するだけでなく、詐欺罪(10年以下の懲役)という犯罪にもあたります。

なぜなら、アスリートの強化活動を支援することを目的とした補助金を、強化活動をおこなっていないのに、強化活動を行ったかのような報告書を作成して受給することで、自治体からお金をだまし取ることになるからです。

また、当然のことながら、不正受給した補助金は、自治体より損害賠償として返還請求されます。さらに、所属する企業や競技団体において懲戒処分の対象にもなります。

「この程度なら」という甘い考えが重い制裁を受ける結果となってしまうことを肝に銘じましょう。

〔関連法令〕

損害賠償 民法709条(不法行為)

刑事罰 刑法246条(詐欺罪)



case.05

ちょっとした賭け事でも…



あー俺が
緊張してきた…

やっぱ夏は
コレだよな！

ハハ！
わかるわかる！

競技は違えど
やっぱアスリート
として甲子園は
燃えるぜ！！



イエー
下馬評不利な
SK学院の
オッズ2倍なっ！！

うげっ…

700
700
700

えっ

う

おおおお！！

一人500円！！
当てたら総取り
ダー！！

よし！！
どっちが勝つか
賭けよーぜ！！



おー
そうきたかっ！！

よし！！
SK学院につ！！



うげっ！！

ん？
どした駿人？



いや…

たった500円だし
遊び程度で…
世間で問題になつて
るような賭博には
当たらないか…

結局…

このたった500円が
僕らの運命を大きく
変えることになった…

case.05

賭博

賭博は犯罪です。

このケースのように高校野球の試合やプロ野球その他スポーツの試合、麻雀や単なるジャンケンなど結果が分からない勝負や出来事(英国では皇室の赤ちゃんの名前で賭け事が行われています)にお金を賭けることは、等しく賭博に該当します。競馬や競輪など公営ギャンブルは特別に法律で許されているため罰せられないにすぎません。

もっとも、例外的に、刑法では「一時の娯楽に供(きょう)する物を賭けたにとどまるとき」は賭博罪は成立しないとされています。「一時の娯楽に供する物」とは、安価なお菓子や昼食程度のものが該当するとされています。

しかしながら、裁判所は、少額であっても金銭を賭けることについては賭博罪が成立すると厳しい態度をとっています。

もっとも、少額の賭博を行った場合、直ちに警察に逮捕されたり刑事処分が科されたりする可能性は低いと思われますが、所属する企業や競技団体の倫理規程などコンプライアンス(法令遵守)違反として懲戒処分の対象になります。

〔関連法令〕

刑事罰 刑法185条(賭博罪)

186条(常習賭博・賭博場開張図利罪)



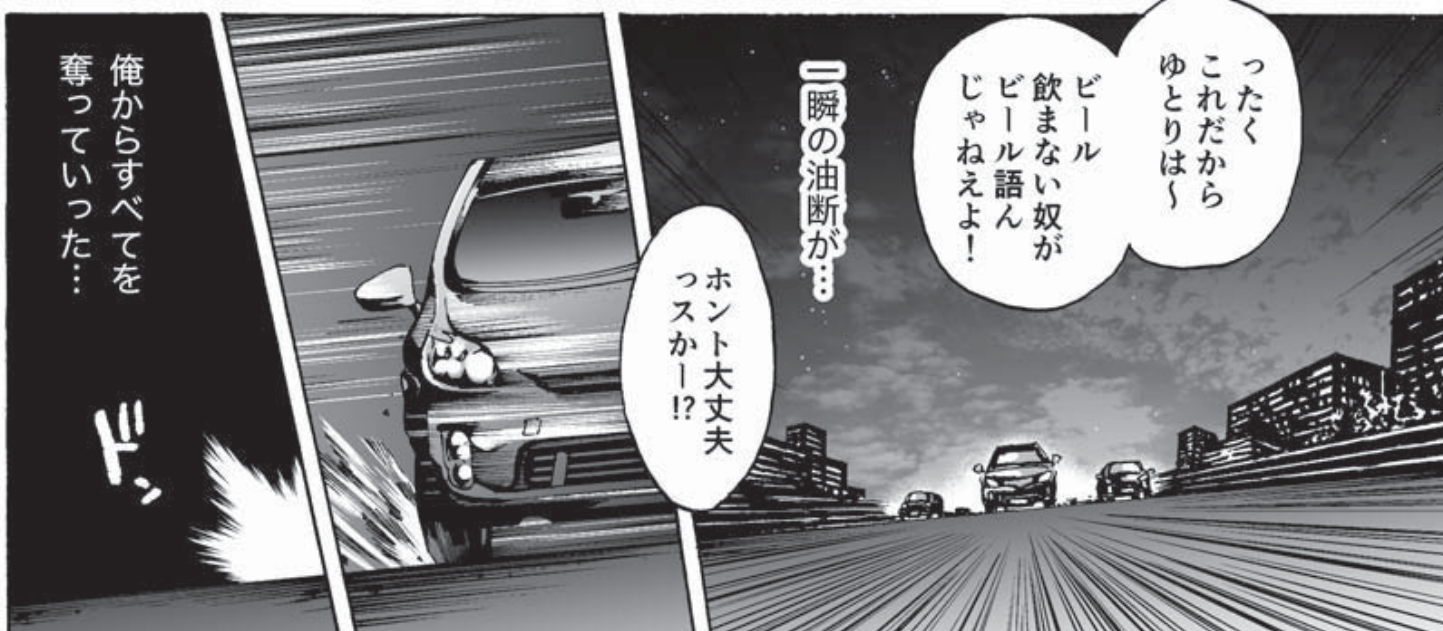
合宿帰り…
空腹に耐えかねて
何気なく仲間と
寄ったファミレス…

お疲れー！

ここが
すべての
始まりだった…

junothan's
COFFEE&RESTAURANT

case.06 飲んだら乗らない！





お亡くなりになりました…

今朝…病院で被害者男性の容態が悪化し…

被害者男性(52)
意識不明重体

これを受け水泳競技会は決定していた国際大会への出場取り消し…

さらにあなたに対し永久資格停止処分を発表する予定です…

それは
実質…

笛戸さん？
聞いていますか
笛戸さん？

もうどこも
俺を雇っては
くれないだろう…

選手生命の
終わりを
意味していた…

競技者として
活動の場を
失った俺は…

引退すること
となった…

そして
数ヶ月後…
ある一通の
通知書が届いた…



耳鳴りが
した…

緊張して水中に
潜るとき…
たまになる
やつだ…

損害請求事件
損害賠償額 金1億円
貼用印紙額 金32万円

変だな…

ここはもう…
プールじゃ
ないのに…

case.06

飲酒運転

飲酒運転をしてはならないことは社会人として常識ですし、知らない人はいないと思います。しかしながら、飲酒運転による重大事故は後を絶たないのが現状です。

こうした重大事故を他人事と考え、「自分は酒が強いから大丈夫」「数時間休めばアルコールは抜けるから大丈夫」などという安易な考えはいまいめなければなりません。

昔から言われているとおり「飲んだら乗るな」を必ず実践しなければなりません。

交通事故を起こした場合、刑事罰のほか行政罰(免許の取消し等)、民事責任(被害者や遺族に対する損害賠償責任)を負うことになります。

被害者に重度の後遺症が残ったり、死亡した場合には、このケースのように高額な賠償金が請求されることになります。さらに、所属する企業や競技団体において懲戒処分の対象にもなります。

〔関連法令〕

損害賠償 民法709条(不法行為)

行政罰 道路交通法103条
(免許の取消し、停止等)

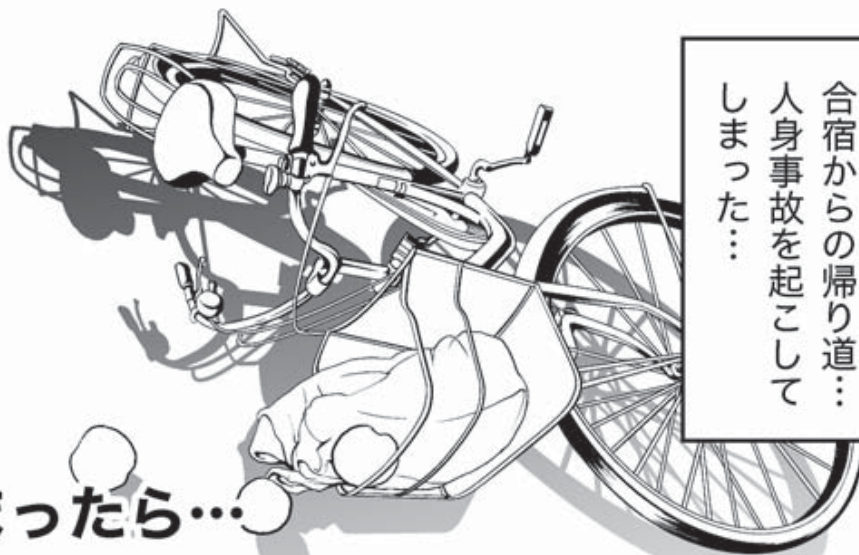
刑事罰 道路交通法117条の2
(酒酔い運転の罪)等
自動車運転致死傷行為処罰法2条
(危険運転致死傷罪)等
刑法201条
(業務上過失致死傷罪)



先日、
合宿からの帰り道…
人身事故を起こして
しまった…

case.07

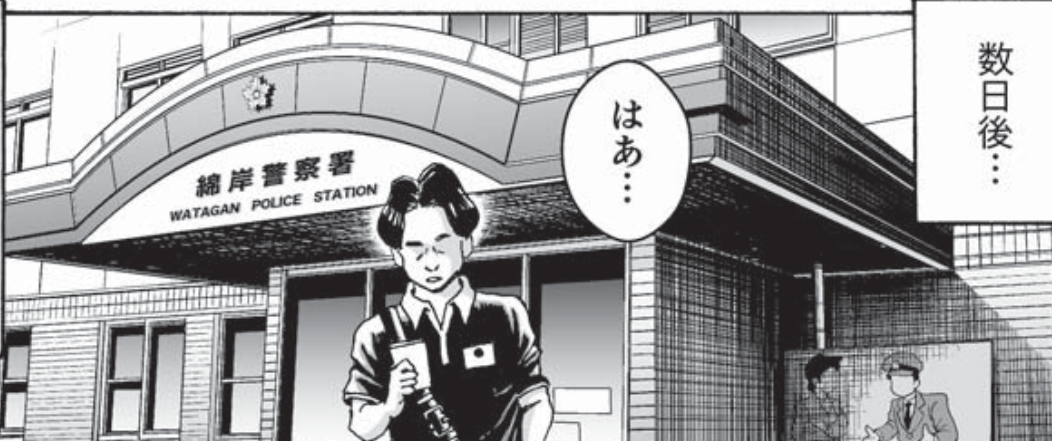
交通事故を 起こしてしまったら…



数日後…

はあ…

幸い被害者の方は
大事には到らず
軽傷事故として
処理された…



やっと終わった…
警察への対応…
被害者の方への
対応は保険会社に
任せた…

他に
やることは…

やっべ!!

会社や
団体に連絡っ…

株式会社RTV
総務部長 石
電話番号
090-7262-8
メール
pskjzhcb

本水泳協会
田さん
電話番号
090-674
Eメール
yboskjzhc

いや、でも
今さらか…
もう解決してる
わけだし…

プライベートな
ことだし…な…

この判断が自分を
懲戒処分にあて
追い込むなんて…
この時は想像も
していなかった…

70w

case.07

交通事故等の報告

このケースでは、アスリートが私生活上で交通事故その他トラブルを起こした場合の対応が問題となっています。

所属する企業や競技団体はアスリートの私生活まで管理するものではありませんので、アスリートがプライベートで起こした事故について、所属する企業や競技団体は無関係のように思えます。

しかしながら、強化指定選手や日本を代表するアスリートのように社会的に注目を浴びる立場にある者は、所属企業や競技団体と結びつきが強く、私生活上の問題であっても、所属企業や競技団体の名誉・信用など社会的な評価に大きな影響を及ぼすことがあります。

現に日本代表選手がプライベートで行っていた違法賭博問題で企業や所属競技団体が非難を受けたりしています。

強化指定選手や日本代表選手のような公金を受けて強化を行っているアスリートは、私生活上のトラブルであっても、いつ何時、外部から指摘を受けるか分かりません。

軽微なトラブルだから問題ないと判断せず、危機管理の問題として、早い段階で所属企業や競技団体に報告し、対応について協議する必要があります。







——2日後



ヤバイぞ!!
どんどん
再生回数が
上がってる!!

結局:
未成年である僕と
お酒を強要した監督が
責任を追及されることと
なった...

未成年 居酒屋で一気飲み!

再生回数387,156回

コメント数・27,862

nbfewckuv
ずっと応援していたので、本当に残念です。ファンへの裏切り行為です。

case.08

未成年の飲酒・強要

未成年者の飲酒は、法律で禁止されていることはご存じのことと思います。

未成年者であるアスリートが飲酒をした場合、罰則はありませんが法律違反行為として非難の対象になります。

未成年者に飲酒を強要して飲ませた指導者等においては強要罪に問われるおそれがあります。また、未成年者に飲酒をさせて、急性アルコール中毒になった場合は傷害罪に問われるおそれがあります。

これらの行為をあおった者は現場助勢罪(げんばじょせいざい)に問われるおそれがあります。

このように未成年者の飲酒は、大きな法律問題に発展する可能性があります。また、飲酒や一気飲みの強要は、未成年だけでなく成人アスリートにおいても、アルコールハラスメントとして問題視されているところです。

特に、日本を代表するアスリートは、社会的に注目されていることを常に意識し、公の場での行動に十分注意を払う必要があります。



〔関連法令〕
未成年者飲酒禁止法
刑法204条(傷害罪)
206条(現場助勢罪)
223条(強要罪)等

わわわっ
コレホントに
私——!?

きゃ——

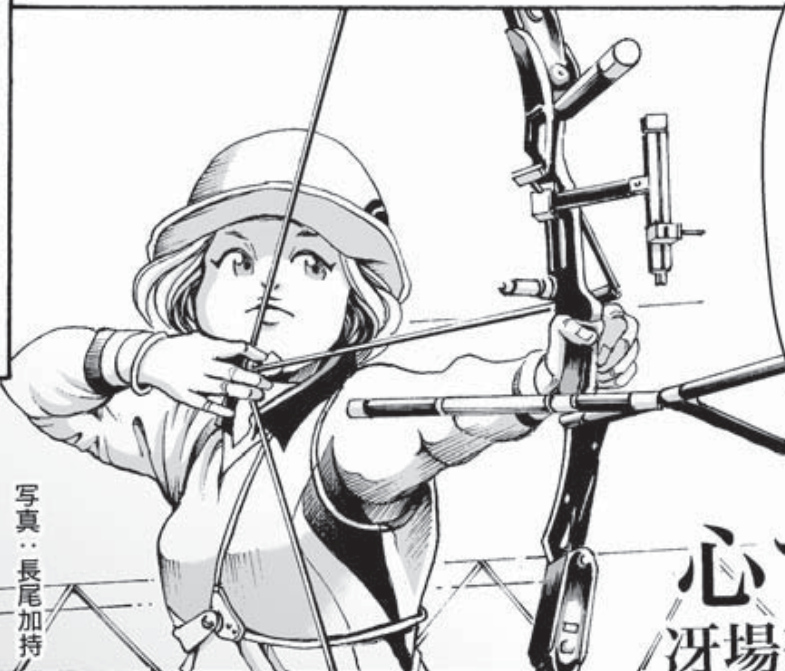
アスリートとして
キャリアを積んでいくと
様々な業界の方と
お知り合いになれる！

case.09

確認しよう、著作権

か
あああつこ
い——！

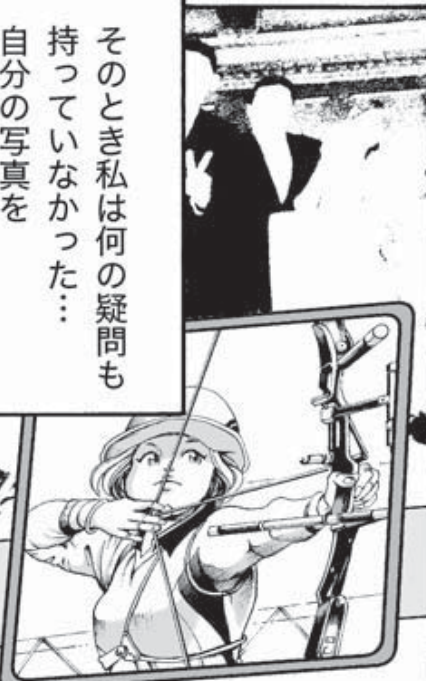
長年アーチェリーを
撮り続けている
カメラマンの
長尾加持さんも
その一人だ！



写真…長尾加持

心で射る
冴場奈美 23歳

そのとき私は何の疑問も
持っていなかった…
自分の写真を
自分で使うことに…



冴場奈美
@namisaeba
心開かに射て！



「サリガニ
食べたミとあるー？」
サリガニ

ちょっと
変な人だけど
腕は確かなんだよなー

加持さん

早速
アイコンに
させて
頂きます!!

「サリガニなんて
食べたミと
ないわよー」

加持さん
ありがとう!!

case.09

著作権の侵害

このケースで問題となっているのは写真の無断利用です。

写真や映像、本、美術品など創作的な表現(著作物)は、複製したり、ネットで配信したりする行為を独占できるよう著作権で保護されています。この著作権は、著作物を創作した者(著作者)に帰属(きぞく)するのが原則です。

このケースでは、被写体はアスリート自身ですが、創作的な表現を行ったのはアングルや露出などを決めるなどしてシャッターを押したカメラマンと判断されますので、この写真の著作権は、アスリートではなく、カメラマンに帰属することになります。

このケースのアスリートは、インターネットで見つけた自分の写真を複製(コピー)して自らのSNSのアイコンに使っています。しかしながら、この写真の著作権はカメラマンに帰属していますので、このアスリートは、カメラマンの著作権を侵害していることになります。インターネットにアップされている写真は自由に使用してよいことにはなりません。

著作権侵害をした場合、権利者から削除するよう警告を受け、使用の差し止めや損害賠償を請求されたり、悪質な場合は、刑事罰が科されます。



〔関連法令〕
著作権法

case.10

その投稿、不謹慎だぞ！

俺、目星ヒロミ(25)は
常日頃から
日常の出来事を
SNSで発信している

ああああああ!!
先輩たち
もうやめて
くださいよおお!!

ムフ

今撮りました!?
撮りましたよね!?

え!?
上げないで
くださいよ!?
え!?頼みますよ!?

ヤバイん
だって!!

たとえば
合宿中のこんな
一場面も…

それが
こんなことに
なるなんて…

夢にも
思わなかった…

おいヒロミ!!
起きろ!!
起きろって!!

なんだよ
うるせえな…

炎上してんだよ

!!

8/14/16, 11:58 PM

1.6万 リツイート 7650 いいね

紅芋 @beniimo-g
@poko-23 税金泥棒! 不謹慎

メカ @kikihu
@poko-23 自覚なさすぎ!

Paku @regcu-846
@poko-23 日本の恥! 剥奪望む

昨夜お前が
上げた
ツイートが…

!!

結局、
非難は当事者の
俺だけでなく
競技団体にまで及び…

誠に…

申し訳ありま
せんでした…

緊急の謝罪会見を
行うまでに到った
のだった…

case.10

不適切な情報発信

SNSはアスリートの情報発信にとっても便利なツールです。しかしながら、不用意な発言をすると賛否両論コメントがあふれ、炎上するおそれがあります。炎上してしまった場合、その対応に余計な時間と労力を費やさざるを得なくなります。

このケースのように仲間内では問題にならないような情報(写真)であっても、SNSにアップしてしまえば、インターネットを通じて、不特定多数の人が閲覧することが可能になります。

そして、一旦、インターネットにアップした情報は消去することがほぼ不可能で、生涯残ってしまい、ことあるごとに過去の不適切な情報が引き合いに出されてしまうことになります。

このケースのような悪ふざけだけでなく、不平不満や、他人への誹謗中傷、政治や宗教に関する話題は炎上するおそれが高いといえます。

表現の自由がありますので、発信する情報の選択はアスリートの自由ですが、自己の言動が社会から注目されていることを常に意識して、節度を保った利用を心がけるべきでしょう。



ある土曜の午後
俺はある怪しい男の
訪問を受けた：

私 木田政治団体の
職員をやっております
箱井田と申します

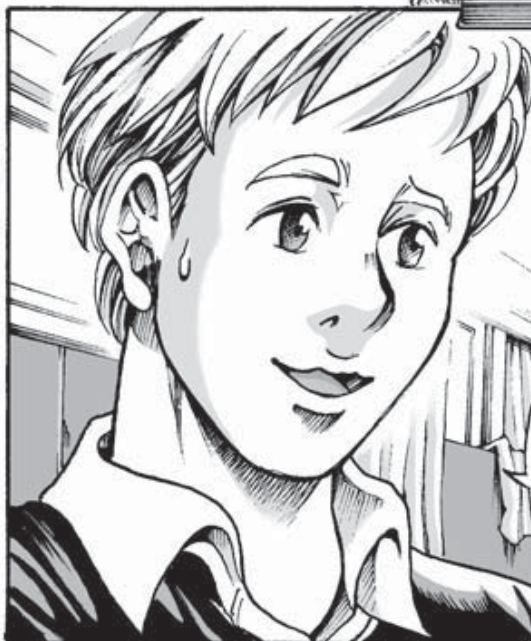
実は私共が発行しております
この『人体新書』が
四階堂様の技術力向上に
大いに役立つと思いい
こうして参上した次第です



多少怪しさを覚えたが
政治団体の方とあっては
無碍にもできないと思い
話だけは聞くことにした

case.11 反社会的勢力に ご注意！

それは
どうも…



是非ご覧頂き
お気に召せば
ご購入頂きたいと
考えております



は…
は…
はあ…

確かに関連は
してるっちゃ
してるけど…
これはもはや
医学書では…？

ま、まあでも
大した額じゃないし
しつこそうだしな…

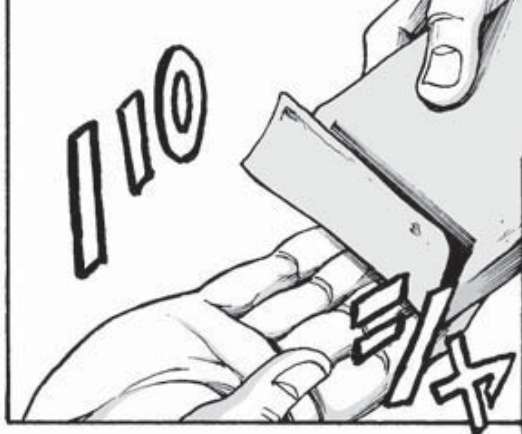


あ、
じゃあ
一冊…

さすがトップ
アスリート
ご決断が早い…

それが
すべての
始まりだった…





取引額は
どんどん高く
なっていた…

箱井田の要求は
どんどん
エスカレート
していき…



なんだよ
コレ!!

そして…



どうなって
んだよおお!!

ウソだろ!!
だって箱井田は
ヤクザなんかじゃ…

激写



気づいた時には
もう…
すべて遅かった
んだ…

case.11

反社会的勢力との関わり

反社会的勢力とアスリートが接点を持つ機会は多々あります。
そもそも反社会的勢力は、自らが反社会的勢力であると分かるような形で接触してきません。このケースのように政治団体や、社会運動、一般企業などを装い、一見すると普通の人を装います。

こうして知らぬ間に接点を持った後に、反社会的勢力が何らかの要求をしてきた場合、その場しのぎのために、「一度だけなら」と安易にその要求に応じてしまうと断りにくい状況におちいることになります。そうなれば、次々に新たな要求をされ、泥沼にはまってしまいます。こうした状況におちいらないようにするためには、きっぱりと拒否をすることが大切です。

このケースのほか、アスリートが反社会的勢力と接点を持ちやすいのは、食事をごちそうしてもらう場合です。たびたび食事に誘われ、その度にごちそうしてもらっていると、それまでごちそうしてもらった負い目から、次第に断れなくなってしまいます。「ただほど高いものはない」というのはまさにこのことです。なぜ相手が自分に食事をごちそうしてくれるのかよく考えて行動する必要があります。

また、女性問題などトラブルを契機として接点が生じることが多々あります。
(美人局(ハニートラップ)やトラブル処理の依頼など)

反社会的勢力と接点をもってしまったことが分かった場合は、決して自分一人で解決しようとせず、速やかに弁護士その他専門家(反社会的勢力に依頼するのは絶対NGです)に相談して適切に対応する必要があります。こうした専門家に依頼すると、例えば、執拗な面会要求や電話、いやがらせのための訪問に対して、面談強要禁止や架電禁止、立入禁止の仮処分などによって、法的に反社会的勢力を排除することが可能となります。



〔関連法令〕
民事保全法
暴力団排除条例

case.12

マナー違反

日本を代表するアスリートは、社会から注目されており、模範となる行動が求められています。

歩きタバコやタバコのポイ捨てはもともとマナーの問題でしたが、近年、路上喫煙の禁止を条例(地方自治体が定める法律)で制定する自治体が増え、タバコのポイ捨てを禁止する条例を制定する自治体も現れました。特に路上喫煙を禁止する条例には違反者に対して過料(かりょう)や罰金を課すことを定めるものが多く存在します。

このように歩きタバコやタバコのポイ捨ては、単なるマナー違反ではなく、遵守すべき社会のルールになってきています。こうした違反行為をアスリートが行った場合、社会的に批判を受けるだけでなく、条例違反をしたと評価されることに留意する必要があります。

違法賭博などアスリートの不祥事をきっかけにスポーツ庁等を中心に各競技団体においてアスリートの行動規範を設けるように要請され、行動規範を設ける競技団体が増えています。こうした行動規範に違反した場合、所属する競技団体によって懲戒処分の対象となります。



〔関連法令〕
路上喫煙禁止条例

発行日：2016年8月31日 初版
2025年9月1日 第3版

発行者：公益財団法人日本財団パラスポーツサポートセンター
〒107-0052 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル4階
Tel 03-6229-3721 Fax 03-6229-3722
Email info@parasapo.tokyo
URL www.parasapo.tokyo

監 修：大橋卓生（弁護士）
作 画：三輪亮介（マンガ家・イラストレーター）

※本書内のマンガはフィクションです。
実在の人物、団体、事件などには一切関係がありません。

※本書の無断転載・流用、複製等は固くお断りします。

